

令和3年度伊達市保育園・認定こども園・小規模保育・幼稚園 保育料（月額）

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、保育料を設定しています。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（年齢は4/1時点）					
階層区分 ( )区分は1号認定の階層区分	定義	3号認定（0～2歳）		2号認定（3～5歳）		1号認定	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間	
第1階層（第1階層）	生活保護世帯、里親委託世帯						
第2階層（第2階層）	市町村民税 非課税世帯						
第3階層 a（第2階層）	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	4,500	4,400			
			10,000	9,800			
第3階層 b（第3階層）	市町村民税所得割額	48,600円未満 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
			13,000	12,700			
第4階層 a1（第3階層）	市町村民税所得割額	48,600円以上 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
		57,700円未満	16,000	15,700			
第4階層 a2（第3階層）	市町村民税所得割額	57,700円以上 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
		58,200円未満	16,000	15,700			
第4階層 b（第3階層）	市町村民税所得割額	58,200円以上 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
		67,800円未満	19,000	18,600			
第4階層 c（第3階層）	市町村民税所得割額	67,800円以上 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
		77,101円未満	22,000	21,600			
第4階層 d（第4階層）		77,101円以上 87,000円未満	25,000	24,500			
第4階層 e（第4階層）		87,000円以上 97,000円未満	28,000	27,500			
第5階層（第4階層）		97,000円以上 169,000円未満	32,000	31,400			
第6階層（第4階層）		169,000円以上 211,201円未満	35,000	34,400			
第6階層（第5階層）		211,201円以上 301,000円未満	35,000	34,400			
第7階層（第5階層）		301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,300			
第8階層（第5階層）		397,000円以上	52,000	51,100			

保育料無償化

I 多子世帯軽減について(預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません)

○第4階層 a2(57,700円以上)以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に在籍する同じ世帯(保護者)の兄姉(就学前児童)の人数に応じ、第2子は上記保育料額の半額、第3子は無料となります。

○第4階層 a1以下(ひとり親世帯等の場合は、第4階層 C以下)の世帯は、保護者と生計が同一のきょうだい(被監護者)の人数に応じ、第2子は上記保育料額の半額(ひとり親世帯等の場合は、第2子以降は無料です)、第3子は無料となります。

II 4月1日現在で18歳未満の兄姉が2人以上いる場合、第3子以降の3号認定保育料は、所得階層に応じてさらに軽減されます。軽減額は第4階層は半額、第5階層から第8階層は、就学前第1子の場合、保育料の1/4の額と第4階層 eの軽減額を比較して高い方の額を軽減、就学前第2子以降の場合は保育料の1/4の額を軽減します。

III ひとり親世帯等(下記に該当する世帯)への軽減

○ひとり親世帯。

○次の方がいる世帯(身体障がい者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者)

○第4階層 c以下の世帯は、第2子以降は無料です。

○第4階層c以下の第1子について、第3階層 aと同額に軽減。

IV 平成30年度から政令市の市町村民税の税率が8%となりましたが、保育料算定は旧税率(6%)で計算しています。